

## 協力者の募集及び登録に関する規程

平成 29 年 4 月 17 日 会長決定

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、神戸市人と猫との共生推進協議会規約（以下「規約」という。）第 2 条第 2 項の規定に基づき、協力者の募集及び登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (募集)

第 2 条 事務局は、以下に掲げるものについて、協議会のホームページ（以下「ホームページ」という。）において、協力者として常時募集するものとする。

(1) 協議会の実施する野良猫の繁殖制限事業に係る事前調査、周知、捕獲、手術場所への搬入、手術場所から捕獲場所への返還、野良猫への給餌者に対する指導又は助言、並びに事後調査について協力可能な個人又は団体であって、以下に掲げる要件を満たすもの（以下「TNR 協力者」という。）

- ① 原則として、野良猫の繁殖制限のための活動の経験があること。
- ② 別に定める標準手順書に従って作業ができること。
- ③ 作業に自動車を用いる場合にあっては、別に定める保険に加入していること。
- ④ 地域住民や野良猫への給餌者等に対し、穏やかな指導又は助言ができること。
- ⑤ 個人情報等の守秘ができること。
- ⑥ 相互に協力して活動ができること。

(2) 協議会の実施する野良猫の繁殖制限事業における不妊去勢手術が実施可能な獣医師であって、以下に掲げる要件を満たすもの（以下「協力獣医師」という。）

- ① 原則として、神戸市内若しくは神戸市の近接地の動物病院に勤務していること。
- ② 生体への負担をできる限り避けるため、別に定める標準手順書に従って不妊去勢手術ができること。

2 募集にあたっては、事務局は協力内容の概要や経費の負担の有無（有の場合はその額）等の条件その他必要な事項を示すものとし、応募者はこれを承諾したうえで応募するものとする。

### (登録)

第 3 条 協力者に応募した個人又は団体が、第 2 条第 1 項各号に定める要件を満たす場合は、事務局は協力者として登録するものとする。

2 協力者を登録した場合、事務局は速やかに当該個人又は団体に通知するとともに、定例会議及び事業部に報告するものとする。

3 応募した個人または団体が、第 2 条第 1 項各号に定める要件を満たさない場合は、事務局はその旨及びその理由を当該応募者に通知するものとする。

### (取下げ)

第 4 条 協力者から登録の取り下げの申し出があった場合は、事務局は登録を取り消すものとする。

2 登録を取り消した場合、事務局は速やかに当該個人又は団体に通知するとともに、定例会議及び事業部に報告するものとする。

(登録の取消)

第5条 協力者が、第2条第1項各号に定める要件を満たさないことが明らかになった場合その他協力者として不適切と認める場合は、定例会議の決定により登録を取り消すことができる。

2 登録を取り消した場合、事務局は速やかに当該個人又は団体に通知するとともに、事業部会に報告するものとする。

附 則

第1条 この規程は、平成29年4月17日から施行する。

第2条 協議会の構成団体又は神戸市が第2条第1項各号に定める協力を行う場合、この規程による登録を要しない。